

8
7
6
5
4
3
2
1

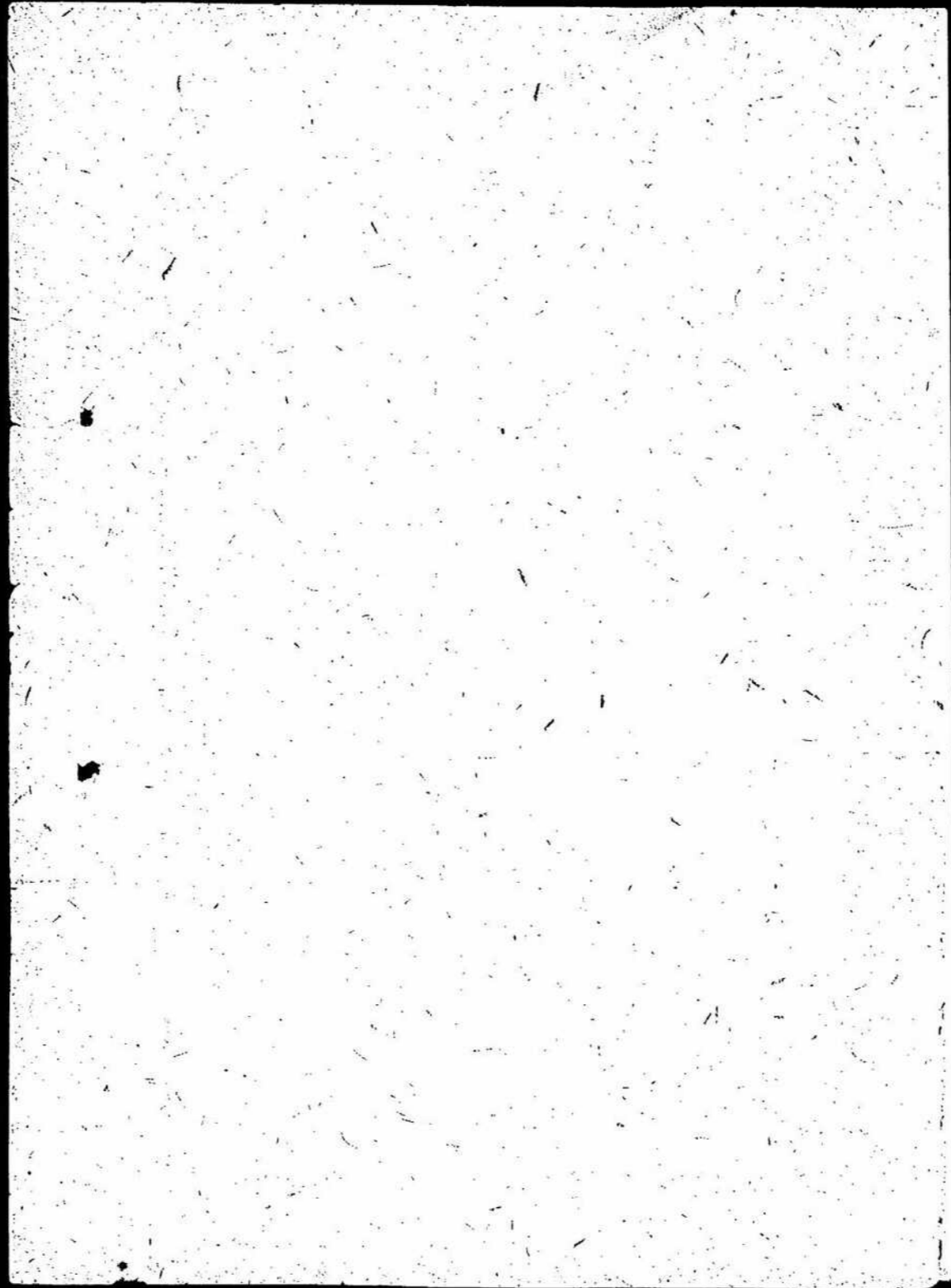
十三の二

住友関係記録

外務省

国立公文書館	
分類	持株
排架番号	3 B
	14-13
	4906

4906



財閥關係役員審査委員會日誌事録

一、昭和三年一月廿三日

一、外務省會議室に於て

午後一時 開會

出席者 長。本日當委員會と致しましては財閥同族

支配力排除法第十四條に基つきまして、佐友財

閥並に本社側各關係會社に對する人事統制を中

心として説明を頂き頂くことになつたので御出席願

外務省

裏面白紙

たりであります。申すまでもないことではあります。同法
 の三十一條には虚偽の説明をしたり、かくし立てを致
 しますと罰則の適用がありますから、その上は十
 分御注意願います。なお説明の時間でありま
 す。三十分位を説明にあてて、残りの時間
 は委員の方々の質疑に對する回答を願ったりと思ひ
 ます。その旨お含み願います。

外務省

裏面白紙

○須賀氏。私、須賀でござります。私から御説明を

申上げ、又御質問に御答へするものが本来であります

が、実は私、この問題につきまとは全く詳しいことは承知

して居りませんので、甚だ失禮でござりますが、田中、香

川、津田の三名を連れて参りました。三名共今度の

ポイントには触れを居りませんから、どうぞよろしく。

○田中氏。御時間のないところを特に初めに斯様な機会

外務省

裏面白紙

を御覽下さりまして、誠に有難いことで、衷心感謝を
致します。大変時局の莫大窮乏のようであり、
から、実は書物に刷り参りましたので、それを御
覧下さりまして私の説服に致したかと思ひます。

各財閥は自分の傘下の諸會社を支配統制する
方法が色々あると思ひますが、住友では大体經營
を担當する利益代表をおして統制を行ふこと

外務省

裏面白紙

して参つたのがあります。つまり人を通じて統制支配をやるうというのが建前があります。従いまして特に會社の間において、その支配統制について契約があるとか、或は特別の取極をやったとかという風なことはないのであります。その方法には依つて居ないのであります。住友本社は利益代表者として指定致します。す者に対しましては役員に關する内規を交付致します。

外務省

裏面白紙

しまして、その利益代表者はその内規に依って萬事の
の行動を律して行なうとすることを指示して居る譯
であります。ところがやり方で統制を實施して居るの
であります。

ところが誤でありますから、住友本社が役員に關す
る内規を交付した者が即ち住友の利益代表者であ
りまして、従いまして、交付を受けない者は利益

外務省

裏面白紙

代表者ではないと見て居るのであります。その交付
を受けたる者は自然排除法の第三條の所謂
財閥関係役員ではないものと解釈致して居るの
であります。

任友傘下の各社の役員の中でのどの範圍迄
の者を利益代表者となして居るかという事は定
の標準に達して居ないのであります。つまりその時

外務省

裏面白紙

代、その會社の狀況を見まして、それによつて大體
 決定致して居るような情勢でシヤリます。そして
 どの入に内規を交付して居るかといふようになり
 ストが出来て居りまして、それを大體讀んで見
 ますと、その結果から次のようなことになつてあります。
 昭和十五年の四月以後と一線を劃す
 ることが出来ると思つてありまして、十五年の四

外務省

裏面白紙

月翌期では、先づ第一に、連系會社につては金
 役員、これは平取締役役迄は利益代表として
 内規を渡して居るものであります。その次に本社の
 關係會社え役員又は職員で、その會社に役員
 として入って居る者は、これも金員の利益代表とい
 うことになって内規をせりつて居るのであります。連
 系會社の關係會社、本社から申しますと孫會

外務省

裏面白紙

社に在るものであります。その孫會社につきましても
 は住友本社として利益代表は派遣して居らんと
 うことになって居るのであります。
 と云ふが、昭和十五年五月以降に在りますと、そ
 こが渡つて参りました。第一は、連系會社につきま
 しては常務取締役以上の主要役員、その他に内規を
 渡して居るのであります。これは偶々そうなつたのであ

外務省

裏面白紙

リますか。總てこの連系会社では、定款では常務取締役以上の者が代表取締役になつて居りますか、それと致させてあるよくな譯であります。

次に本社の関係会社につきましては、本社の職名で

その会社の常務取締役以上の主要役員になつて

居る者は利益代表であります。昭和十三年の

月に既にさういふ扱をする事になつて居るものであります。

外務省

裏面白紙

す。(イ)と(ロ)の場合も、本社の役員であつて、その会
 社の取締役を兼務をして居る者かあるのでありますか、
 それは矢張り當然本社の利益代表であります。連
 系會社の関係會社につきましては、これは上州と同
 様に住友本社の利益代表は出して居らざる譯が
 あります。連系會社からその関係會社に派遣
 されて居る役員につきましては、連系會社としては

外務省

裏面白紙

別に役員に関する内規はありませんで、単に本社
と連系會社の利益、代表者との間の関係に準じまし
て扱って居る。斯ういふ状態でありませぬ。今申上
げましたように本社の利益、代表役員を定めて居ら
ぬのであります。各社の役員を選任する手續はど
ういふ風にするかといふことを申し上げたいと思ひます。

連系會社の場金を申上げますと、買取高き員任

外務省

裏面白紙

者は住友本社が自主的に選任することになって居
ります。例えは、最高責任者が社長である場
合は、これに非常に重大を置きます。住友本社
が自主的に決めて居ります。社長のなれば専務、
専務のなれば常務を最高責任者として本社
が十分に慎重に自主的に詮議して居るのであり
ます。これは理事人会が決定致しまして、總理

外務省

裏面白紙

事の名において、どういふことを本人に通ずる譯で
 あります。これについては私共の社長は直接関與
 して居る譯であります。それ以外の利益代表即
 ち社長以外の専務、常務、常任監査役につ
 ましては、その會社の取高責任者、つまり社長が
 住友本社に協議して、これを住友本社で詮議の
 上で本社の利益代表であると指定をするのであり

外務省

裏面白紙

ます。この場合利益代表とするのでありますから
内規を一切送って居る譯でありまして、明瞭に
渡して、利益代表とするという心持で扱って居るの
であります。平取締役、平監査役は會社の最
高責任者が自分の考で住友本社に協議致し
まして、住友本社の大體承諾を得て選任する
という事に致しまして内規は渡さないのであります。

外務省

裏面白紙

す。

本社の関係倉庫の場合でありますか、これは連
系倉庫の場合と全く同様によて居る譯がありま
す。連系倉庫の関係倉庫、つまり孫倉庫の場
合でありますか、連系倉庫かその子倉庫に派遣
する役多につきましては主要役員であると否とを

問はるか連系倉庫か自かで考を決めて、住友本

外務省

裏面白紙

社に協議して承認を得て選任するという手
續を採つて居るのであります。

今申上げました各場合におきましても、任友本社が自
主的に選定致します。最高責任者を除きまして

は、原則としては、夫々の會社の最高責任者が大
体推薦する役を、その申出の通り承認して居

るのが実情でありますけれども、場合によりましては

裏面白紙

選任して参りましても、酒癖が悪りから止めといて
世見たり、或は評判の良でもう少く本人が、斯うい
ふが癒る遠見合せたよからうといふことで、承認し
ない場合もあることにはありますが、大体は、言
て来ればそれを認めるといふ情勢が、やうに参った譯
であります。

今申上げました扱振りは、大体のやり方は、戦時

外務省

裏面白紙

態勢に移る以前のことです。しかし、戦時
 に入りましてからは戦局が鋭く推移して参ります
 と任友の人事統制も鋭く変化して参りますと、
 統制が従来のようなキツケリとしたものが持ち
 切れないので次第に移り変って行ったという情勢
 であります。逐一申すに及りますと時間がかかりま
 すから、後刻時間がありましたら、斯ういう見

外務省

裏面白紙

地につりて御説明申し上げたいと思ひます。

統制放棄の方法はどうかと申しますと、大

体は、最高責任者の選任、それは本社が特に慎

重にこれをやりますけれども、一旦その人間を決めて

しまひますと最高責任者に責任を委ねまゝして、

本社は実質的には餘り統制を行はざいという

心持でやつて居るのであります。斯ういう扱振りも

外務省

裏面白紙

段々変化して参りましたのであります。特に
此がハッキリして参つたのが昭和十八年の十月、軍
需會社法が実施されてからであります。これは各
事業會社共通のことであるかと思つてあります。が、
私共の方の工場では十九年一月頃であつたと思ひます。
が、生産責任者がどんく任命されて参りまして
工場の方の生産関係の人が非常な熱力で仕事

外務省

裏面白紙

をやら居り、本社がそれの色を口をあすと、われ
われは政府と直結して居るのだからという不平を
洩らすよふになりまして、そういう情勢が濃化して
参りまして、情勢が段々深刻化して行つた譯で
あります。それが昭和十九年の九月十五日になり
まして、住友本社は殆ど無力になつて居る形、武勇
の統制を完全に放棄することになつたのであります。

外務省

裏面白紙

す。而して戦時中は停止するという通牒を出
したのであります。実際の統制を停止するという
通牒を出して居る譯であります。実はこの証據
書類と思ひます関係書類は皆終戦後に焼棄
てしまひまして、どういふ風な書類が
ありませんことは
非常に残念でありますか、色々御注意が
ありま
して、殊に戦時給力會議の文書を残して置く

外務省

裏面白紙

ことはよくないといふことで、実は全部焼けてしまつたのであります。

そこで昭和十九年九月十五日以降は職員に及ぶる

内規も自然停止されてしまった。そして各社におき

ましては、利益代表者は住友本社と打合せ協議

をこらりて、自分で決めて、全責任を以て経営を担

當として居たといふ譯であります。従いまして

外務省

裏面白紙

昭和十九年九月十五日以降に選任されました役員は住友本社の承認を必要とし、従って斯ういふ風な者に對しては本公司からどうこうという書面も行って居るのであります。

以上申上げましたように、住友本社は一切の統制を停止したのであります。しかも戦局が段々緊迫

裏面白紙

として参りまして各社お互に相互援助の必要が益々増大して参りました。そこで各社は相集りまして住友戦時協力會議という相互協力機關を作つて、この會議では、各社の地位は對等の地位で話が出来るといふ建前になつて居りまして、お互に協力援助するといふことがあります。いろいろのことをやつたかと申しますと、お互に資材が

外務省

裏面白紙

ちこちで不足を感じました際に、有無相通ず
 るという、多少とも餘裕のあるものは、或は火倉などを
 遣いますと互に協力し合つて、お互は早く恢復す
 るとか、或は技術者あたりで兵隊に取られてしまつ
 た処にはこつちの人間を廻したりするといふことで、昔
 の話合によつて、助け合つたといふところにも里長があ
 った譯であります、人事に關係したことも

外務省

裏面白紙

出たことはおたのでありますけれども、主としてそ
ういふ処に會議の重点が置かれたという状態が
てあります。

昭和二十一年八月十五日に終戦に至ったのでありま

す、終戦にちりますと同時に住友戦時総力

會議はストップするものと、従りました旧来の本

社の制度が復活して来る——自動的に復活

外務省

裏面白紙

するといふことで、本社の従来の統制を續けた
 ことにたる譯でありませう。ところが實際の狀態
 を申上げますと、それは虚脱狀態と申しますか
 一般世間の例に洩れが、實際上、従前の統制と
 いうことは向行けれど居らんような實情でありま
 して、一方また本社も財團解体といふことが服の
 前に見えたので、續きガツチリ示して行くといふ

外務省

裏面白紙

風を努力もしなれて、あるくつになつたといふこと
が実情でありました。斯様に致しまして、二十年
の九月二十二日に連合軍の財網解体方針が
明かとなつたのであります。十月十八日にGHQ
のクレトニー大佐が参りまして、総理事その他の
共にお目にかかつて、財網を早く解体するようには
それが結局向國の爲になるのだといふ話がありまし

外務省

裏面白紙

て、その翌日に住友解体の理事會を開催
致しまして、引續りて十月廿四日に住友本社の解
体の事實を内示致しまして、同日以降各社の
自主的運轉をなしたのであります。この時に
人事に関する統制は完全に離れて行つたよう
な実情であります。十一月六日に財閥解体
の指令が正式にありまして、その翌日に各社に通

外務省

裏面白紙

知し、續いて新聞に發表した。斯ういふような
 譯であります。二十年の十月廿四日で各社の
 経営に關して一切閑契しなくなつたといふのか
 実情であります。概略以上の通りであります。
 ○山田喬久。連系會社の何社位ありますか。
 ○津田氏。終戦の時に全部が連系會社は十五で
 あります。

外務省

裏面白紙

○山田委多の
何処ですか。

○津田氏。住友銀行、住友電気工業、住友倉

庫、日新化学工業、住友信託、扶桑金

属工業、生命保険、共同電力、アルミニウ

ム製錬、機械工業、通信工業、朝鮮

軽金属

外務省

裏面白紙

○平岡委員。連系はどうか基準になつて居
りますか。

○津田氏。主として沿革的理由を申上げた方が
ハッキリして来ると思ひます。大体住友は御承知
の通り別子銅山を中心にして自然発生的に
出て来たが、合資会社或は個人企業として、纏
本石として行つて居りましたか、そこから分
外一 務 省

裏面白紙

ておられたものが連系会社であります。従いまし
て法律上、具体的に申しますと持株につきまし
ては大体百パーセント近かったという状態であり
ます。

○山田委員。連系会社、関係会社の役員、職員の
の方に本社から何等職名とかいう、タイトルを與
えて居りますか。

外務省

裏面白紙

○津田氏。ハ 本社から興えて居ります。全体の會社に、同様の基準が高等職長、六、三、三、職員かありまして、各社同じ基準で行つて居つたのです。

○山田委員。 本社から興えられた名譽の躬な、タイトルかありますか。

○津田氏。 本社から特別に興えたといふことはあり

外務省

裏面白紙

ません。住友本社も中心に致しますと（図表
 の説明）大きな丸が連系會社になつて居りま
 す。その次の丸の中の住友合金等が本社の連
 系會社になつて居ります。その外側にあるの
 が連系會社の関係会社になつて居ります。二
 重丸になつて居るのが今度の排除法で直系
 會社に指定されたものであります。一重丸が準

外務省

裏面白紙

直系、赤丸が傍系会社という指定になって
居ります。

○香川氏。簡單に申上げますと、この連系会社は
歴史的に、元住友本店と言つて居つた個人会社
で別子銅山から仲鋼所、電線製造所が出
来、化子が独立するといふ、個人の会社の大き

くなつて株式会社になつた。だから、それも住友

外務省

裏面白紙

本社が持つて居る。それが「重丸の中」に入つて居
ります。それになしに外部の資本が入つて、經
營を委任されて居るといふ會社は、それが大抵、
關係會社或は傍系會社といふ、極くサツと申
しますと、さういふことになりません。
アポイントメントといふことになると、本社の連系會社
にならんとは、彼等はアポイントであつたのであります。昭和

外務省

裏面白紙

十五年五月頃からは常務以上にアポイントした

何故そのようにしたことになって居ったかと申すと、最初は

事業が小さいから、営業倉庫に常務が一人、取

締の數人というところであつたが、段々その上に専務

が出来、常務が出来、取締役を本社の利益

代表者に、なるとも、社長、専務、代表にすれば

はよいと、このことになつて来たから、明文は後で出来

外務

裏面白紙

まこと加、事実上は昭和十五年五月に、こゝにあり
 ます住友海上火災大の前身の住友海上、それ以後
 は渡して居ない。そのいうことは立證あまますの
 で、その以後は常務取締以上がアポイントになり
 ます。
 の杉、内規を渡すといふ定めを、書いたも
 がありませんか。

外務省

裏面白紙

○香川氏。持て来て居ります。大正十一年次に最
初出来て居ります。

茅條。本會社の利益を代表して連系會社又は

其他の會社の役員となるべき者は本會

社の役員又は特殊の關係ある者の中よ

り社長之を指定す。

茅條。 傭員として立脚條の規定に依り連系

外務省

裏面白紙

會社又は其他會社の役員となりたる
者傭負たる資格を喪失したるとき
は當然に役員たる地位を失ひ直に退任
の手續を爲すべきものとす。

第三條。

傭負にして第一條の規定に依り連

系會社又は其他會社の役員たる者
に關する條給其他條總に關して

外務省

裏面白紙

は別に之を定む。

この別に定むとありますのは、俸給額、その他
全体的ことは本社が定めますが、実際にはその會
社の常務取締役として貰う、そういうことの定めて
あります。

第四條。 第三條の規定に依り連系會社の

役員とありたる者左記事項に付ては

外務省

裏面白紙

當該會社の内議決定に先ち豫め

本會社の承認を受くることを要す。

これがポイントとして有効になるのであります。

一併から十五辨占ありますので、株主総會に提

出する事項、これに對しましても、取締以上を

選任する場合は豫め本會社の承認を受け

と云ふことが分ります。

外務省

裏面白紙

の杉委負。内規を貫うといふことは書してありま

せんね。

の香川氏。各會社に内規を渡す毎に手紙のようを

形に、左記事項については、社内議決定し、創設社に

御打合せ下さい。此の段及御照會候也と

いうやうな風で、辨から十五辨迄、内規に書きて

あるのは殆ど書いてあります。最初は大正十年

外 一 後 省

裏面白紙

頃にはハッキリして居るのでありますか、人事統制
 の徹底をどうにか認められる所だと思ひます
 か、人数が殖えるに従つて、時勢の变化につれて
 中央集権が地方分権と申しますか、現場第一
 主義となりまして、支那事業の頃から餘程濃
 厚になりまして、大東亞戦争の近づくにつれて
 ひどくなつて、昭和十五年頃には、人数に救し

裏面白紙

まして一萬七千六百の数字に下りまうたが、
斯うなると参りますと、本社の統制力は利か
なくたつてしまふ。本社がものを言つても力のなき
ちつて来たという時期になつて来たのであります。

○山田委員。今、杉委員の言われた質問は別紙
Dの法裁の書類に「追て本内規は連系會

社常務役員(社長、専務及常務)に就任

外務省

裏面白紙

したる者上對し交付するものと其の就任の都
度交付の伺を居すと云ふのを御尋ねですが、
昭和十九年以前のもうかありますか。

○香川氏。 實際は、今迄極めて居りまして……。

明文はなりのであります。

○山田委員。 いつ何日誰に渡したといふことが分りま
すか。

裏面白紙

○香川氏。昭和十五年四月迄は平役多し。追渡し

た記録があり、それ以降は主要役員以外に

は渡して居ない。昭和十九年に文句を妻え

たということがあります。

○山田委員。渡した先の名簿がありますか。

○香川氏。シヤいます。

○杉委員。貰った者と貰はんと者は記録で分りますか。

外務省

裏面白紙

○香川氏。戦時協力會の後には全然渡して居りませ

ん。

○山田委員。お讀みになつた内規の第一條の後身と

なる(き)者は本會社の備員又は特殊の關係ある

者の中より社長之を指定するといふ、その本會社

は本社の者でありますか。

○香川氏。大正十三年でござりましたか、その時分は住友

裏面白紙

合資會社の職名が、連系會社が新しくある。
 時に改正がありまして、任友本社及任友連系會
 社の……。
 の山田委員。大正十年は、合資會社の職名ですね。
 の香川氏。職員の中から選んで、選んで……行
 ったんであります。
 の山田委員。合資會社の役員で……

裏面白紙

○香川氏。今貴會社と縁を切らざるのてあります。

○脇村委員。役員報酬は、連系會社からせられた

人は、その儘自分の報酬になるが、一度本社に

返さ、本社から世員へ還すか。

○津田氏。連系會社から世員した者はその儘になつて

居ります。本當に外部の會社に出る居ります

者は、その會社から出すが、派遣した親會社に

裏面白紙

戻すことになって居ります。

○脇村委員。住友は新規に人を採用される場合は

合資会社で採用するのですか。

○津田氏。そうではありません。住友各社の主管者

が定めて来まして、住友本社の人事課が採用の

手續をする譯であります。胸子校えぬ申込その

他は本社から致しまして、各連系会社から何名

外務省

裏面白紙

採用するといふことを言つてしまつて、それに基づいて

採用致し、——連系会社の重役者が空り

まして採用を決定致し、いきなり採用する

のであります。

○脇村委員。辞令は各会社から出る譯ですか。

○津田氏。前には本社で採用して各社にバラ撒くこと

にしてあります。統制が乱れて、連系会社

外務省

裏面白紙

が承知しないので、連系会社の役員に来て貰って

一緒にやる予定です。統制機関がサーヴィス機

関に――立場が違って来たのであります。各社

夫々で採用する手数が異なるから、各社から集

まって一緒に詮議することになったのです。

の脇村委員。試験委員は各社から出して……他

の会員の人の対しても、齟齬の意見を言はう……

外務省

裏面白紙

○津田氏。この男は電気工業に操るとか……。

○脇村委員。奪ひ合ひか起るのぞすか。

○田中氏。私以前支那事業の始まる迄本社

に居りまして、それから電気工業に居り、小畑

忠良の後へ――十六年に帰って来ましたが、その

當時は操るゝ数も多かったので従来のようにカツ

たりしたことは出来ませんが、此旨が空かつて、銘々か

裏面白紙

一緒に話合つてどん／＼掃つて行つたようになり
方があります。本社の人事はサーグイス様関にな
つてしまつたのであります。

の香川氏。十四年から十五年から各社の——連系会
社の人事について合同することになつたので……。

の脇村委員。代表の方は當然に理事——役を兼
ねて居りますか。

外務省

裏面白紙

○香川氏。理事で役員を兼ねて居る人もあるが、才

リスサーヴァスであります。大きな會社は兼ね

て居ります。鉛業會社、金屬工業、銀行、日本

電気、日新化學……。

○山田氏。五社です。社交的な連系會社、関

係會社打って一丸と一團體はありませぬか。昔

は紋付かなにか賜ったことなどありませんか。

裏面白紙

○豊川氏。年々、相當勤めた者には、それは金に

代つては居りましたが、それは職員全部、連系

會社全部であります。大正八年頃迄あつたと思

います。この中、ご世帯したのは私位であります。

○脇村委員。今日の御話を承つて、皆さぬお考えを村

度すると、住友財團のアドバイザーである人は

住友財團の内規を渡し居る人はアドバイザー

外務省

裏面白紙

だ。その以外の人は住友財團から認められて居
なかつたというのが御主展でせうね。

○山田委員。渡して居った人は、終戦當時におりて何人
位居りますか。

○津田氏。常務取締役後以上でありますから、五十人
近く居りませうね、概算ですか。

○平岡委員。戦時態勢に入つて、般を統制強化の方

外務省

裏面白紙

向に進んで来たということになって居りますが、つまり

住友本社の人事統制が次第に実質的に強化され

たので、内規は渡さずとも、おさうちから叩き込んで

仕込んであるからという風に解釈出来ることもない

ように思いますが……。

○田中氏。 そういう心持はハッキリないと思えますね。

○津田氏。 実際のところ申し上げると、本社に従事

裏面白紙

して居ります。職名が限らずに、例の如く後
 卒業者の採用制限がありまして、労務調整
 令が出まして雇入の制限がありまして、又雇
 入の制限が、住友本社は職名が
 段々取られてしまひ、雇入の制限があつて、
 最後には本社の人事課は男が九名しか居ないとい
 う、實際上手のつけられないような状態であり

一列 務 省

裏面白紙

ます。さういふことか一つと、現場の方は軍の命令だといふことで、なぐりも逆襲して来た状態でありまして、事實軍の力で、これを片振張しろといふことであるから、本社でよいか悪いとかは意味がないといふので、事務的は本社の命令では動かないからこゝろ、今一つの具體的理由は、任友は販賣店が少いから、工場で作るものは本社で買入

外務省

裏面白紙

と、いうことで、利益を本社が得て居るが、軍は
それに目をつけて、直接購入という方向に動いて
居るので、収入の途がなくなりまして、結局四澤山の
人も養って行くかに経済的はそれが無理になって
来るので、そういう事情も併せまして、結局本社と
いって統制がやるといふからというので、統制を
戦時中停止するということになったのであります。

外務省

裏面白紙

昭和三十七年に本社から任友電工に来たのですが、その
当時監督工場にたつて居たので、私は電線製衣
造所の伊丹工場の副社長になるといふことになり、軍
の承認を得なければならぬといふことになってしま
った。その当時から本社の人事の統制より、軍と
しての監督工場としての統制が強力に行われて来た居
りましたから、事実上本社にはおまわりなうなつてしま

外務省

裏面白紙

うたのひありませす。 全体に訓練が行はれたというこ

とてなした。 且取高直員は任者は本社として厳選した

送を以上は委せより仕様かたといろのか実情

なつたと思ひます。

○山田安久。 本社との人事の交は流は多しのエすか。

○田中一氏。 嘗ては、本社では一應本社で採用して

本社で養成してバラ撒って居たのひありませすか。

外、務、管

裏面白紙

○山田安久。何年頃までですか。

○田中氏。昭和十四年から十五年には各連系会社

の主任者を集めて来たという事は出来

なかったか……。

○山田安久。それは……。

○田中氏。本社の縁外豫備的に餘計採り

まして、本社の豫備軍に……を要して、新し

外務省

裏面白紙

い、會社が出来るにその際、備軍をを出すといふ
 ことになつて居るんであります。任友としまして
 は、合資會社の中、別子鉛業所であつたもの
 が獨立しまして、別子鉛山株式會社になつたの
 ですが、合資會社の中に事業所が澤山あつて、
 転任があまりして、支店、転任と同じ考え方で
 ありましたか、それがさういふ會社に分離した

外務省

裏面白紙

の、他の財閥と比較して一支部間の転任という
ことでもありますから……。

○山田委員。直轄事業がどうかですかね。

○田中氏。轉勤を豫想致しまして、大抵総料は

同じになって居りました。

○山田委員。それが何等職資ということになって

居るんですかね。

外務省

裏面白紙

の田中氏。常與位は多少存せ薄かありますが、

少くとも表面に出たものはこの位という一厚子薄

かないという風に、平均に近くしてあつたのであります。

轉勤は最後迄相澤田あつたのであります。その数は

餘程減つて居ります。豫備的に本社がこれを採つ

て置かうということは太平洋戦争以後は事實不可

能になつて居つたのであります。

外務省

○山田委員。各連系會社と本社との間には、人事に
つては豫め承認の取極は一切存在して居ないか
すか。

○田中氏。シカいません。

○山田委員。ところが本社から派遣された連系會社には
必ず最寄者一人入って居るといふ、その方は
内規をせめて居られて、要する事は本社

裏面白紙

と協議をすまうということになつて居つた。その方は
 本社の幹部であるが故に相談すまうのでなしに、せが
 るを得ないということでしたね。その方は終戦迄或は
 本社のそういう機嫌を止められた位は相談して居
 られたんですか。

○田中氏。昭和十九年の九月十五日迄はやつて居つた。
 ○山田委員。相談して居られたのですね。その場合、口

外務省

裏面白紙

頭で相談なさるので、又書でさへますか。

○田中氏。両方の場合であります。

○脇村委員。事前に相談をなすって居られたと聞かす

ね。

○田中氏。はい。

○脇村委員。それ以前の連系会社の役員の方は、その

人々を通じて中社の承認を得て居ったということに

裏面白紙

一 存りますね。そして、それ以後一 昭和十九年

一 九月以降のことは、承認を受け、必要はな
なつて居つたんですね。

○ 田中氏。戦時中は停止するということになつたのです。

○ 山田委員。強へては通じてですか。

○ 田中氏。そうですね。

○ 山田委員。一 脊に止められたのですか。

外 務 省

裏面白紙

○田中 氏。 とうです。

○津田 氏。 色々問題がありますか、役員に関する内

規を考慮見になりましても、三望す職名以上の任命

も本社の承認を得てあります。 三望す職名は中

監子をおて、会社に入室場合、本社の承認を得て

居ります。 とういう意味で本社の取締りになる

者は承認を得て居ります。 本社の承認と

外務省

裏面白紙

いふことは、他同單なることから、重要なることまであるとい
うことであります。本社の承認ということ自体は、任
友におきましても、さういふような意味でやったので、利
益代表者という指定をすすめるには、役員に内規
を、特に交付して居たという考え方が、さうと思
います。

○平岡委員。さういふように、三筆職名以上に對する

裏面白紙

本社の承認という、人的支配と利益代表者との
二つの考を別に扱って居らぬのですか。

○津田氏、承認ということ自体には、住友本社の利益
を代表させるということも含めるといふことにしては

考えて居ない。住友本社と致しましては、全体
の様子を掴んで居るといふことで、どういふものを打

合せて来なからと云って、
外 務 省
を善悪とが悪いとか云

裏面白紙

ことになしに、さういふ意味で全部の打合せも
 取って居る譯であります。非常に小人数であ
 るから、資料として取って居る……。ある軍需商會
 社では軍人を取締り役に入れたいといふ、最高級の
 主管者として本社に内規をせめて居りますか
 ら、本社の承認を得なければならぬが、本社と
 (これは喜ばないか)承認する。併し利益代表がな

外務省

裏面白紙

いから、この会社で育つて来て適當の時期に割振
る見て重役にあるといふことと同じことと考へて居
る。本社の承認を得ることになつて居るから本社の
利益代表になるといふことにはなつて居ないと思ひ
ます。昭和十八年に軍需会社法が施行されて
居りますが、昭和十九年四月二十七日に後者の
改正をして居ります、それが施行されて連

外務省

裏面白紙

系會社の役員に對する軍の支配権が強化して
居りますか。

○平岡委員。役員改正は餘り變らないようにして居
りますし、戦時中、内規の統制を停止すること
いろいろな、それは……。

○津田氏。思ひ切りの悪いので、なよかしの統制を
したいといふことで、人態をいけなさいといふので、思ひ

外
部
音

裏面白紙

切ったという実情であります。形の上で見ると

文書目では大正十一年以来やそ居りますか、実質

は伴って居ないということに御念み預りたいと思いま

す。三筆す職名以上の任免點陟は本社の承認

ということになって居りますか、そういうことにならな

くなったのであります。

○脇村委員。今日のお話の結論は、十九年の九月以

裏面白紙

降は、斯ういう内規を動して居なかつた。本社の承認は具體的には容れてなかつたという風に御主張なさる譯ですわね。

○香川氏。 昭和十九年九月の利益代表者のケレメになつたと言ひますか。

○脇村委員。 渡し人か利益代表で、利益代表で渡してなかつた人はない。さういふ人を以て

外務省

裏面白紙

本社の承認が纏えて居た。さういふ風な承認

は少くとも昭和十九年九月迄は纏えて来た。

それ以降は纏えて居なかつた、事實さうなつて居

るのですね。

○上田委員長。纏えなかつたといふことについては證據が

ありますか。

○香川氏。昭和十九年九月十五日以降は只今田中

外務省

裏面白紙

氏から申上げましたように、終戦と同時に軍の

監督官から重要書類を焼くというので——戦

時急遽倉はいけないうので、焼いてしまいました。

十月三日の朝、新聞に記事が載って居ります。

の上田委員長。どうも偉大な方柄でした。

午後二時十分 閉会

外務省

裏面白紙

